

1 開催日時 令和6年6月11日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 B、C会議室

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 今 貴洋

2番 山形 浩一

3番 角田 里美

4番 宮崎 尚彦

5番 伊藤 美穂子

6番 鳴海 正

7番 外崎 高逸

8番 乗田 栄一

9番 石岡 雅樹

10番 小林 達英

11番 佐藤 善一

12番 一戸 孝志

13番 工藤 昇

14番 佐藤 敬道

16番 柳原 一夫

18番 中谷 徳善

欠 席

15番 相馬 孝雄

17番 白戸 裕丈

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第59号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第60号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議案第62号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

報告第17号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

報告第18号 農用地利用集積等促進計画の認可について

5 その他

6 閉 会

## 7 参 与

### 農業委員会事務局

局 長 一戸 武二  
次 長 鈴木 秀人  
係 長 山田 竜太郎  
主 査 藤元 大季

### 農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

### 農業委員会市浦支所

支所長 奈良 和之

### 農林政策課

主 事 太田 樹

司 会 ただ今から令和6年第8回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。  
本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は18名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。  
五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。  
議事録署名者には、8番 乗田 栄一 委員、10番 小林 達英 委員のご兩名を指名いたします。  
また、書記には藤元主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、秋村金木支所長、奈良市浦支所長、農林政策課太田主事をお願いいたします。  
次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和6年5月28日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、奈良 正推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業1件、あおもり農業支援センター事業5件を適正に処理しました。

令和6年6月3日午前10時から、金谷 広大推進委員、小笠原 一昌推進委員で五所川原東地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

令和6年6月4日午後1時40分から、角田 里美委員、鳴海 和実推進委員、松川 兼吾推進委員で金木町嘉瀬地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。  
それでは、本日の議案に入らせていただきます。  
議案第59号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第 5 9 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。農地法施行令第 1 条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。申請件数は、有償所有権移転 5 件、無償所有権移転 3 件です。2 ページをご覧ください。

1 番 大字高野字広野ほか、田 2 筆、合計 4,523 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 900,000 円の有償移転です。

2 番 大字毘沙門字東中久保、田 2 筆、合計 1,387 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 100,000 円の有償移転です。

3 番 大字梅田字福浦、畑 3 筆、合計 2,039 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 100,000 円の有償移転です。

4 番 大字米田字八重田、田 2 筆、合計 2,779 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 180,000 円の有償移転です。

5 番 大字浅井字種取、田 1 筆、1,820 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

6 番 大字浅井字色吉、田 1 筆、3,535 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

7 番 大字長富字飯詰川より南ほか、田 4 1 筆、畑 3 筆、  
合計 81,844 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

8 番 十三琴湖岳、畑 1 筆、390 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 39,000 円の有償移転です。

以上、皆様のタブレットに配信しております農地法第 3 条調査書のとおり、同法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず、全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 5 9 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第59号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第59号について原案のとおり決定いたします。

議長 つづきまして、議案第60号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 9ページをご覧ください。

議案第60号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、使用貸借権設定1件です。10ページをご覧ください。

1番 大字羽野木沢字実吉、畑1筆、合計330.15㎡

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用目的は一般個人住宅建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約8.3kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当します。

借受人は、現在、申請地付近の両親の家に妻と居住しており、同居家族が多く手狭なことから住宅新築を計画しました。高齢になりつつある両親の面倒を見ながら通勤時間も今と変えたくないことから実家近くに住みたいと考え、土地を探した結果、条件に合う土地が見つからず、父の所有する農地を無償で借受け今回の申請に至りました。転用面積は一般個人住宅の目安となる500㎡以内であり、土地利用計画については、北・西側は農地、南側は宅地、東側は道路となっており、法面の成型・保護及びL型擁壁の設置により土砂の流出を防ぎます。資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、11ページをご覧下さい。

議長 議案第60号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)  
参与 (回答)

議長 他にございませんか。  
委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第60号について原案のとおり許可することにご異議ござ  
いませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第60号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を  
付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参与 12ページをご覧ください。

議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農用地利用  
集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定19件、所有権移転8件です。

13ページ番号1番から19ページ13番までの利用権設定13件については、皆様のタブ  
レットに配信しております農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、各要件を満たして  
おります。

20ページ番号14番から21ページ19番までの一括方式6件については、一括方式によ  
る農用地利用集積計画で、あおり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手  
の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が  
隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

22ページ番号1番から25ページ8番までの所有権移転8件については、あっせん委員会  
による「あおり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第61号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。ご質問  
のある方はお願いいたします。

委員 (質問)  
参与 (回答)

議 長 他にございませんか。  
委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第61号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第61号について原案のとおり承認いたします。  
つづきまして、議案第62号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 26ページをご覧下さい。

議案第62号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を  
求めるものです。件数は1件です。

1番 金木町嘉瀬雲雀野、田2筆、合計148㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目  
は雑種地です。

議 長 議案第62号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。  
委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第62号について承認することにご異議ございませんか。  
委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第62号について原案のとおり承認いたします。  
以上、議案第59号から議案第62号まで全ての審議が終了いたしました。  
報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。  
事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他に何かございませんか。  
以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。